

滋賀県立大学学術情報リポジトリ運用指針

(趣旨)

第1 この指針は、滋賀県立大学(以下「本学」という。)において運用する滋賀県立大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用指針を定めるものとする。

(目的)

第2 本学において生産された学術研究成果等をリポジトリに蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的とする。

(管理・運用)

第3 リポジトリの管理・運用は、図書館情報センター(以下「センター」という。)において行うものとする。

(登録者)

第4 リポジトリに学術研究成果等を登録できる者(以下「登録者」という。)は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある役員、教職員および大学院生
- (2) その他図書館情報センター長(以下「センター長」という。)が特に認めた者

(登録対象)

第5 リポジトリに登録する学術研究成果等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的価値を有するもの、または本学教職員等の教育研究活動に関するもので、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること

イ 学術論文(学術雑誌掲載論文、紀要論文、学会発表論文等)

ロ 博士学位論文

ハ 科学研究費補助金研究成果報告書(最終報告書)

ニ 特別研究成果報告書

ホ 研究シーズ集

ヘ 学部報・年報

ト その他学術成果・知的生産物

(講演記録、調査報告書、ワーキングペーパー、図書、歴史的史料、大学広報誌、その他公開可能な教育・研究成果等)

- (2) 登録者が作成もしくは作成に関わったもの

- (3) 本学においてその主要な部分が作成されたもの
- (4) 電子的フォーマットで作成されていること
- (5) 法令上・社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないものであること
- (6) ネットワークを通じて配信できること

(登録)

第6 リポジトリに学術研究成果等物を登録することを希望する者は、所定の手続きに従い、登録を行うものとする。

- 2 登録を希望するものは著作権を遵守するものとする。

(登録された学術研究成果等の利用)

第7 センターは、以下の方法によってリポジトリに登録された学術研究成果等を利用する。

- (1) 当該学術研究成果等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) (1)の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開する。
- (3) 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。

第8 センターは、リポジトリに登録された学術研究成果等の利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 第7に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) ネットワークを通じて学術研究成果等を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(学術研究成果等の著作権と利用許諾)

第9 著作者が登録者だけの学術研究成果等を登録する場合は、登録者はセンターに対し、第7に掲げる利用を無償で許諾する。

- 2 共著者等の登録者以外の著作者がある場合は、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならない。

第10 学術研究成果等がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(学術研究成果等の削除)

第11 センターは、以下の場合に、リポジトリに登録された学術研究成果等を削除することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それをセンター長が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、著作権の侵害が明らかである、または内

容が著しく不適切である等の理由により、センター長が削除を決定した場合

(3) その他センター長が特に認めた場合

(登録者の責任)

第 12 リポジトリに登録された学術研究成果等の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(その他)

第 13 この指針に定めのない事項については、必要に応じて登録者とセンターが別途協議することとする。

付則

この指針は、平成 25 年6月 27 日から施行する。

付則

この指針は、平成 26 年2月 5日から施行する。

付則

この指針は、平成 30 年4月 2日から施行する。